

# 生徒心得

## 1 生活上の注意

### (1) 基本的心得

- ア 自立心を養い、常に本校生徒として、また、社会人としての品位を保ち、服装・態度等は他人に対して礼を失することのないようにする。
- イ 積極的に学習や部活動に取り組み、高い見識、豊かな情操、的確な判断力を養う。

### (2) 校内生活

- ア 始業から終業まで無断で校外に出ない。
- イ 他人に迷惑になるような行為をしない。特に暴力行為、いじめ・嫌がらせ（いたずらメール、インターネット上への誹謗中傷の書き込み、落書き等も）、授業の妨害行為は絶対にしない。
- ウ 校内では、授業などで必要な場合以外は火気厳禁。
- エ 教室・施設の使用、学校図書・部活動等の器具の借用は、関係職員の許可を必ず得る。
- オ 校舎・校具・備品等を破損したときには、直ちに職員に申し出る。
- カ 携帯電話等を校内のコンセントで充電しない。担当教員が許可した場合を除き、授業中の携帯電話の使用は禁止する。
- キ 学校の許可を得ないで、金銭の徴収、文書・ポスター等の掲示、印刷物などの編集・発行・配布、及び放送等による広報活動をしない。
- ク 教室移動の際は荷物を持って移動し、貴重品は自己の責任において管理する。
- ケ 20才以上の生徒であっても、校内及び学校周辺での飲酒・喫煙はしない。
- コ 自転車で登校する場合には、所定の駐輪場所に駐輪する。
- サ 生徒同士で金銭や物品等の貸し借り、または要求をしない。
- シ 大麻、覚せい剤、シンナー等法律で禁じられている薬物は絶対に使用しない。
- ス 問題行動を犯した者は、厳重に対処される。

### (3) 校外生活

- ア 身分証明書を、常に携帯する。
- イ 事故等が発生した場合、すみやかに学校および関係職員に連絡する。
- ウ 交通法規を遵守し、交通安全に気をつける。
- エ 法律や社会通念に反する行いをしない。

### (4) 服装

- ア 本校定時制の課程の生徒として、また、社会人として品位のある服装を心がける。
- イ 儀式（入学式・卒業式・式典等）の場合は、華美でない、スーツなどの式典にふさわしい服装とする。
- ウ 体育行事や体育の授業など特別な服装が必要な場合には、教員の指導のもとふさわしいものを着用する。

## 2 通学

通学手段は、原則として、徒歩・自転車・公共交通機関利用のいずれかに限る。

特別な場合に限り、原動機付自転車（50cc 以下）の使用について、審査の上で許可する場合もあるが、これについては事前に問い合わせをすること。

### (1) 自転車通学の許可基準

- ア 防犯登録済みのものであること。
- イ 自転車保険に加入すること。但し、入学時に校納金を納入すると静岡県高P連賠償責任補償制度（対人・対物1事故1億円まで、免責1事故5千円）に自動的に加入しますのでご家庭で自転車保険に加入する必要はありませんが、運転者（生徒自身）の身体への補償等の手厚い補償を希望する場合にはご家庭で自転車保険に加入してください。

### (2) 原動機付自転車（50cc 以下）通学の許可基準

- ア 病気やケガ、遠隔地、仕事で必要であるなど、やむを得ない理由があること。
- イ 50cc 以下の原動機付自転車であること。
- ウ 違法改造等の車両は、一切認めない。
- エ 任意保険に加入していること。

注1：駐車できる台数に制限があるので、要件を満たしていても許可できない場合がある。

注2：無許可による車両通学は、絶対にしないこと。

注3：許可基準から外れた場合や、本校の生徒としてふさわしくない行動が見られた場合には、許可を取り消す場合もある。

## 3 部活動

全員いずれかの部に属し活動する。